

1.復興事前準備の概要

「復興事前準備」では、復興に向けた業務を迅速かつ着実に実現するために、復興手順書を中心として、事前に準備しておくべきことを整理します。

2.復興業務に関する事前準備

1.復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

業務名	内容
(1) 応急対応のための調査	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有のための連絡体制を構築しておく。 ・防災訓練等により緊急時の初期対応について職員教育を行う。
(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・受援による判定活動となるため、宿泊場所等の想定及び必要資機材の確保（応急危険度判定実施本部の設置は高知市被災建築物応急危険度判定震前実施計画による） ・高知県主催の被災建築物応急危険度判定に関する連絡会や訓練への参加 ・被災宅地危険度判定業務実施マニュアル等の実効性を確保するための机上訓練の実施。
(3) 法制度の適用に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・早期復興を目指すために迅速かつ効率的に調査が実施できるよう、優先順位や調査体制を準備・検討する。 ・各所管施設の点検、施設設台帳の整備、現地調査時の写真撮影方法、報告様式の作成をしておく。
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課との調査内容や調査対象の確認し、効果的に意向把握できるよう、調査の内容、手段等を検討する。

2.計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

業務名	内容
(1) 復興組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の枠組み（設置場所、組織、本部員の人選等）を確認し、復興本部設置条例（案）を策定しておく。 ・市における復興対策を進める上での根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例について検討する。
(2) 復興本部等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・復興対策を推進する場合に連携が必要な県や市町村の担当部署や担当者を確認する。 ・周辺市町村との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく、広域市町村圏に属する自治体間の連携や広域市町村圏間の連携を図るなど、周辺市町村との連携強化を図る。

施策2：復興計画の作成

業務名	内容
(1) 復興計画策定体制	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画を作成する際に学識経験者等で構成される委員会の設置について検討する。 ・委員会を設置する場合は、委員会の構成人数、委員となる学識経験者の分野及び候補者、委員会での検討内容等について検討する。また、委員会の設置に係る条例の制定が必要な場合は、条例案についても検討する。
(2) 復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。 ・事前復興まちづくり計画を策定する。

施策3：広報・相談対応の実施

業務名	内容
(1) 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報物の作成については、全国的レベルで対応可能な事業者等との協定を行う。合わせて、印刷物の配布体制について、既存の地域団体や郵便局等の民間団体などと検討を行う。 ・マスコミ等のメディアと必要な協定を結ぶとともに、個々のメディアの特性に応じた情報提供方法・内容について検討を行うとともに、また定期的な情報提供訓練を実施する。
(2) 相談・各種申請の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施するため、申請に必要な手続き・書類等の簡素化、相談体制等について、関係部署と検討する。

施策4：金融・財政面の措置

業務名	内容
(1) 金融・財政面の緊急措置	・相談所では、高知市が実施する施策だけでなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、県や国等との連携方法を定めておく。
(2) 復興財源の確保	・発災後速やかに復興事業の予算編成に着手できるよう、大規模災害時に活用できる補助事業や起債等、各種の財政措置に関する知識を平時から深めておく。

3.すまいと暮らしの再建

施策1：緊急の住宅確保

業務名	内容
(1) 一時提供住宅の供給	・市営住宅等の空家状況を把握し、関係機関と空家情報を共有化する。 ・入居者の選定基準以外に、優先順位を検討する。
(2) 応急的な住宅の供給計画の検討	・応急仮設住宅建設候補地となる公有地の掘り起こしや、民有地活用のための情報把握及び精査を行う。
(3) 応急仮設住宅の建設	・広域での応急仮設住宅の供給を検討する（他市町村との協議）
(4) 入居者の募集・選定と入居後のサポート	・県が毎年実施している応急仮設住宅の供給に関する訓練への参加
(5) 利用の長期化・解消への措置	・不動産業者に対する高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業の周知

施策2：恒久住宅の供給・再建

業務名	内容
(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	・恒久的な住宅の必要戸数を算出するため、震災直後における住宅被害戸数の概要把握方法や公営住宅等の被災状況調査の調査票案の作成する。 ・住宅の入居要件の設定にあたり、グループ単位での募集など従前のコミュニティの維持方法、家賃低廉化対策等を検討。
(2) 公営住宅の供給	・災害公営住宅入居マニュアル案の検討 ・不動産業者に対する高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業の周知
(3) その他各種対策	・防災査察や違反建築防止週間に合わせて、違反建築の防止のための啓発活動などを行い、建築物の安全性向上の必要性を広報していく。

施策3：雇用の維持・確保

業務名	内容
(1) 雇用状況の調査	・雇用状況調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行う際のサンプリング方法について、事前に検討し、調査方針を定めておく。
(2) 雇用の維持	・既存の災害時の支援制度についての周知及び理解の促進 ・事務処理方法についてマニュアル化する
(3) 離職者の生活・再就職支援	・復興期には雇用保険制度等の施策について知識が乏しい離職者が多数発生すると考えられる。従って、離職者に対して離職者支援制度の迅速かつ確に周知することが必要であり、そのための体制等についてあらかじめ検討し整備しておく。

施策4：被災者への経済的支援

業務名	内容
(1) 給付金等	・災害弔慰金等の円滑な支給のため、被災者の状況等についての情報の共有化及び連絡・連携体制に関する近隣自治体間での事前協議。 ・迅速な支給が行えるように、想定される被害状況に対して適切な支給方法を検討しておく。 ・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。
(2) 各種減免猶予等	・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。 ・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。
(3) 義援金	・「災害時における義援金取扱マニュアル（平成29年12月5日作成）」、「高知市災害義援金配分委員会設置要綱（平成26年8月1日作成）」の見直し ・義援金配分要綱の基礎資料の収集及び適切な配分ルールの検討（被災地全体で統一的なものでなければならぬ）

施策5：公的サービスの回復

業務名	内容
(1) 公共施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況調査，災害査定等の手続きについて理解し，想定される業務を把握しておく 災害復旧の手順を平時から確認しておく 各所管施設の点検・整備。 災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保（研修等）
(2) 医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定体制や保健医療専門職について関係課と合意形成しておく。 復旧・復興期に想定される健康被害予防のため保健活動媒体を事前に作成。健康教育として市民への周知啓
(3) 福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡系統を定める。 施設の復旧や新設に係る国や県の補助金等を把握する。
(4) メンタルヘルスケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> こころのケアに関する知識や技術の向上，心のケアサポーターの養成などにより，こころのケアに対する体制の整備を行う。
(5) 学校の再開	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協定 代替施設として，民間施設の利用に関し，施設管理者との事前協議及び協力依頼
(6) ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に速やかに，かつ，より有効に災害VCが機能するよう，設置場所，運営体制，必要な資器材，費用負担等について日頃から市社協と協議を行っていく。

4.安全な地域づくり

施策1：公共土木施設等の災害復旧

業務名	内容
(1) 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況調査，災害査定等の手続きについて理解し，想定される業務を把握しておく 災害復旧の手順を平時から確認しておく 各所管施設の点検・整備。 災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保（研修等）
(2) 山地災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 日常のパトロールなどによる施設の点検
(3) 洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> 河川特性・環境特性の把握 給油・試運転等のメンテナンス
(4) 津波・高潮対策	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設及び漁港施設の点検を確実にを行い，機能の保全に努める。 潮害防備保安林の管理を適切に行い，機能の保全に努めるとともに，植栽密度の薄い箇所へ植栽を行い，機能の回復を図る。
(5) 防災活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 新たな自主防災組織の結成を促進するとともに，研修会や訓練を通じて防災力の向上を図る。

施策2：安全な市街地・公共施設整備

業務名	内容
(1) 基盤未整備地域の整備	<ul style="list-style-type: none"> 必要な法手続き等に必要となる各種図面・基礎調査資料等の準備 円滑に建築制限を実施するための連携体制や法手続き等について確認
(2) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> 事前の移転にあたっては，都市再生特別措置法改正により創設した防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）制度の活用を検討する。

施策3：都市基盤施設の復興

業務名	内容
(1) 道路・交通基盤の復興	<ul style="list-style-type: none"> 避難路や緊急輸送路確保のために橋梁の耐震化や崩土の防止等必要な施設の整備を実施する。 復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し，事業実施のために必要な手順を明確にしておく。
(2) 物流基地・港湾の復興	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有のための連絡体制の構築 復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し，事業実施のために必要な手順を明確にしておく。
(3) 公園・緑地等の復興	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の新規整備を行う場合は，公園の特性に応じた防災設備の整備を行う。 既存の防災設備の点検を行う。
(4) ライフライン施設の復興	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の復興計画策定時は，インフラに関する基礎データが必要となるため，施設台帳や管路台帳の整備状況を確認し，不足している場合は追加又は充実を図る。

施策4：文化の再生

業務名	内容
(1) 文化財等への対応	・文化財巡視・点検による、対象文化財の把握 ・市が所有する資料等の復旧に関し、関係施設館等へ調査協力を依頼するための事前協議
(2) スポーツの復興	・スポーツ施設の点検・整備を行っておく。(スポーツ施設の復興) ・地元スポーツチームとの連携強化。(活動再開支援)
(3) 災害記憶の継承	・災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料の紛失や散逸が考えられるため、貴重なデータや資料の整理・保管等についての体制を構築しておく。

5.産業・経済復興

施策1：情報収集・提供・相談

業務名	内容
(1) 資金需要の把握	・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。 ・情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)の事前検討、体制づくり
(2) 各種融資制度の周知・経営相談	・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、都道府県、市町村の担当者は情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。
(3) 物流の安定・取引等のあっ旋等	・物流の安定に向けた情報の収集・提供のため、緊急物資輸送ルートに関する業界団体等との事前協議を実施する。

施策2：中小企業の再建

業務名	内容
(1) 再建資金の貸付等	・要請する様式を事前に作っておく
(2) 事業の場の確保	・共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事
(3) 観光振興	・アンケートなどを通じて、観光客が本市のどのような部分について魅力を感じているか等を平時から把握し

施策3：農林漁業の再建

業務名	内容
(1) 再建資金の貸付等	・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。
(2) 農林漁業基盤等の再建	・災害分類別に各種作物の生育ステージに応じた対応策の情報を遅滞なく農業者に提供できるよう、農業技術資料等の整備をしておく。

3.復興目標の実現に向けた取組み

1.各種基礎データの整理

住民に関するデータや都市基盤の状況など、復旧・復興に必要なデータの追加・更新等を継続的に行い、整理します。
また、復興に不可欠な土地の境界情報を把握するため、地籍調査の早期完了に取り組めます。

2.復興訓練によるスキルアップ

平時から職員に向けた復興訓練(手順書の習熟、復興イメージトレーニング)を実施し、復興に関する意識及び知識の向上につなげるとともに、庁内組織の連携強化を図ります。

また、住民との復興訓練を通して、復興イメージを共有し、復興事前準備への取組みを推進していきます。

3.ライフライン確保のための対策

被災後の暮らしの再建において、ライフラインの復旧は重要であることから、被害を最小限とするために、上下水道管の耐震化など事前の対策を実施する。